

告 示

埼玉県告示第千二百八十四号

測量計画機関である国土交通省北首都国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省北首都国道事務所

二 作業種類

基準点設置（一般国道四六八号（首都圏中央連絡自動車道））

三 作業地域

久喜市西、白岡市高岩、南埼玉郡宮代町地先

四 作業期間

平成二十九年十二月五日から平成三十年三月三十日まで